

## あま市総合評価落札方式による入札実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、あま市契約規則(平成22年あま市規則第39号)の規定により市が発注する建設工事のうち、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の10の2第1項及び第2項に規定する価格その他の条件が市にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者として決定する方式(以下「総合評価落札方式」という。)による競争入札を実施することに関し、あま市制限付一般競争入札実施要綱(平成31年あま市訓令第3号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象となる工事)

第2条 総合評価落札方式の対象は、一般競争入札に該当する工事のうちから市長が決定する。

(入札参加資格の公告等)

第3条 市長は、総合評価落札方式による一般競争入札(以下「総合評価一般競争入札」という。)を実施しようとするときは、政令第167条の6に基づき公告しなければならない事項のほか、次の各号についても公告する。

- (1) 総合評価一般競争入札を行う旨
- (2) 総合評価一般競争入札に係る落札者決定基準
- (3) 前2号に掲げる事項のほか、市長が特に必要と認める事項

2 総合評価一般競争入札を実施しようとするときの入札参加資格には、公共工事の品質確保の促進に関する法律(平成17年法律第18号)第12条に規定する競争参加者の技術的能力の審査が適正に行われるように、当該入札に参加しようとする者についての工事の経験、施工実績の評価、当該工事に配置が予定される技術者の工事の経験その他技術的能力(以下「技術的能力」という。)に関する要件が含まれていなければならない。

(入札参加申請)

第4条 総合評価一般競争入札に参加しようとする者(以下「申請者」という。)は、入札参加申込書及び技術資料等を入札公告に示す受付期限までに市長に提出しなければならない。

(落札者決定基準)

第5条 市長は、総合評価一般競争入札を実施しようとするときは、政令第167条の10の2第3項の規定により、あらかじめ、当該入札に係る申込みのうち価格その他の条件が市にとっ

て最も有利なものを決定するための基準(以下「落札者決定基準」という。)を定めるものとする。

- 2 市長は、落札者決定基準を定めようとするときは、政令第167条の10の2第4項の規定により、2人以上の学識経験者の意見を聴くものとする。
- 3 前項の学識経験者への意見聴取は、愛知県建設局・都市整備局・建築局総合評価審査委員会(以下「委員会」という。)に諮ることにより行うものとする。
- 4 落札者決定基準には、評価の基準、評価の方法、落札者決定の方法及びその他の基準を定めるものとする。
- 5 落札者決定基準は、委員会の意見を踏まえ、あま市工事等請負業者指名審査会要綱(平成22年あま市訓令第33号)により設置するあま市工事等請負業者指名審査会(以下「審査会」という。)において決定するものとする。

(評価の基準)

第6条 前条第4項に規定する評価の基準は、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に掲げる留意点を考慮して定めるものとする。

- (1) 評価項目 技術提案に関する事項、企業の技術力に関する事項、配置予定技術者の能力に関する事項、地域精通度、地域貢献度等のうち、対象工事の目的及び内容により必要となる評価項目を設定すること。
  - (2) 標準点 対象工事の目的及び内容により設定すること。
  - (3) 加算点 各評価項目の評価基準に応じて設定すること。
  - (4) 得点配分 各評価項目の必要度及び重要度に応じて設定すること。
- 2 前項第1号に規定する技術提案に関する事項は、委員会において意見聴取し、委員会の技術提案の評価意見を基に、審査会において評価を決定するものとする。

(評価の方法)

第7条 第5条第4項に規定する評価の方法は、次の式で計算する評価値をもって行う。

$$\text{評価値} = \{(\text{標準点} + \text{加算点}) / \text{標準点}\} \div (\text{入札価格} / \text{入札予定価格})$$

(落札者の決定の方法)

第8条 第5条第4項に規定する落札者の決定の方法は、次の各号のいずれにも該当する者のうち、評価値の最も高い者を落札者と決定するものとする。

- (1) 入札価格が予定価格の制限の範囲内(低入札価格調査による失格判断基準を設定した場合は、予定価格と失格判断基準の範囲内)にあること。
- (2) 入札参加資格を全て満たしていること。

- 2 評価値の最も高い者が2者以上あるときは、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。
- 3 前項の場合において、当該入札者のうち、くじ引きに参加できない者があるときは、入札事務に関係のない職員にくじを引かせて決定するものとする。
- 4 落札者となるべき者の当該入札による価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適當であると認めるときは、第1項の規定にかかわらず、その者を落札者とせず、入札をした他の者のうち評価値の最も高い者を落札者とするができる。

(落札者決定の通知及び公表)

第9条 前条により落札者を決定したときは、当該入札に参加した者に、その旨を通知するとともに評価値等の評価結果を併せて通知するものとする。

- 2 落札者及び評価値等の評価結果については、これを公表するものとする。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、令和元年9月20日から施行する。